

地域振興・地域づくり活動助成事業募集

支所管内では、地域づくり活動の充実並びに住民自治及び防災意識の向上に向けた活動を行う団体が、対象となる事業を行う場合に助成金を交付します。

募集期限：平成28年6月30日（木）まで

助成金額：50万円を上限とする必要額 ※助成総額50万円

※ 複数の団体から応募があった場合は、審査のうえ助成団体を決定します。

詳細な要領や、提出様式等については、坂本支所地域振興課まで、お気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ》

坂本支所地域振興課 総務振興係 ☎ 45-2211

証明書のコンビニ交付サービスがはじまります

平成28年6月1日より、証明書のコンビニ交付サービスが開始されます。

全国のコンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機（多機能端末機）を利用して、住民票などの証明書を取得することができ、開庁時間や曜日を気にすることなく、ご自身の都合の良い時間に受け取ることができるので、たいへん便利になります。

①交付に必要なもの

・マイナンバーカード（個人番号カード）

平成27年10月から12月にかけて、マイナンバーの通知カードに同封されている個人番号の交付申請書にて申請を行ってください。マイナンバーカードの初回の手数料は無料です。

※ 紛失された場合やお引越、婚姻などで、通知カードの内容に変更があった場合には、再度申請が必要となります。

②取得できる証明書

・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書

③対象となる店舗

次の全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機（多機能端末機）が設置されている店舗

利用可能店舗	○セブン・イレブン・ジャパン	○ファミリーマート	○ローソン
	●サークルKサンクス	●セイコーマート	●イオンリテール
	●国分グローサースチェーン	●セーブオン	

※ 店舗名の前が●については、八代市内に無い店舗になります。

④利用時間

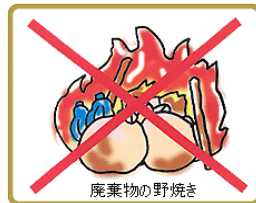
・午前6時30分から午後11時まで（12月29日～1月3日除く）



『ごみ』は燃やさないでください！

「ごみの焼却」は、不法投棄と同様に法律（廃棄物処理法第16条の2）により禁止されており、違反者は処罰されることがあります。特に家庭での焼却では「煙」・「ニオイ」・「灰」などにより、周りの人々への迷惑となります。

ビニールやプラスチックなどに限らず、全てのごみは指定のごみ袋を使い「燃えるごみ」として出すか、毎月の「資源の日」に出してください。



野焼き・不法投棄は、「廃棄物処理法」により、5年以下の懲役や1千万円以下の罰金が科せられる場合があります。

梅雨時期の災害に備えましょう！！

梅雨時期になりますと、雨が続き日が多くなります。また、今回の地震により地盤がゆるんでいることが想定されますので例年以上に防災意識を高めましょう。

普段から災害に備えることも大切です。高齢者が多い坂本町では、一人ひとりの行動力にも限界があります地域の中で、住民同士助け合ひましょう。

【次のことを実践しましょう！】

- ①家の周りの危険箇所の確認
- ②避難経路、避難場所の確認
- ③隣近所で普段からの声掛け
- ④自主防災会訓練等への参加



以上のことは一例ですので、ご近所と連携し、気付いたことは実践するよう心がけましょう。

《問い合わせ》

坂本支所地域振興課 総務振興係 ☎ 45-2211

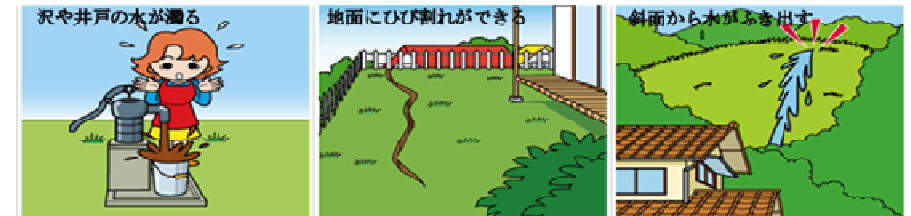
【土石流】

山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風期の長雨・集中豪雨によって水と一体になり、一気に下流へ押し流されるものをいいます。



【地すべり】

大雨が降り続き、地下に水がしみこみ、粘土層の上に地下水がたまり、水の力で地面が持ち上げられ粘土層を境に地面が動く現象です。



【がけ崩れ】

雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。



★★★市税等の納期について★★★

6月30日（木）納期限のものは

- 市県民税 1期
- 国民健康保険税 3期
- 介護保険料 3期
- 簡易水道使用料 6月分〈5月使用分〉

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。
※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、**便利で確実な口座振替をおすすめします。**

地域振興課 市民サービス係
☎ 45-2212（直通）



～行政相談のお知らせ～

とき：平成28年6月21日（火）
時間：午前10時～午後3時
場所：坂本支所2階会議室
行政相談員：森上 幸久 氏

《問い合わせ》

坂本支所地域振興課 市民サービス係
☎ 45-2212

消防団員募集

18歳以上で、市内に居住が勤務している方であれば、女性・学生問わず入団できます！！
消防団活動での経験は、一生の宝物になります。
興味をお持ちの皆さん！お問い合わせください！

《問い合わせ》

坂本支所地域振興課 総務振興係
☎ 45-2211